

松本市介護予防・日常生活支援総合事業  
業務報告書等の提出について

下記を参照のうえ、ご提出ください。

1 業務報告書

(1) 書式及び内容

下記サービス別の松本市介護予防・日常生活支援総合事業業務報告書に必要な事項を記入し、報告書を作成してください。地域包括支援センターごと、被保険者番号順に記入をお願いします。

ア 訪問型サービスA

イ 通所型サービスA

ウ 通所型サービスC

(2) 提出方法

窓口または郵送にて、高齢福祉課福祉担当まで提出してください。

(3) 提出期限

毎月15日 必着です。

なお、15日が土日または祝日の場合は、前開庁日までとします。

2 請求書

(1) 書式及び内容

任意書式もしくは市請求書書式にてサービス費をご請求ください。

(2) 提出方法

窓口または郵送にて、高齢福祉課福祉担当まで提出してください。

(3) 提出期限

毎月15日 必着です。

なお、15日が土日または祝日の場合は、前開庁日までとします。

3 利用実績報告

(1) 書式及び内容

任意報告書式もしくはサービス提供実績報告書により利用実績に係る報告を担当地域包括支援センターまたは担当ケアマネジャーに報告してください。

(2) 報告期限 毎月3日 まで